

網 監 査 第 13 号

令和 8 年 1 月 27 日

網 走 市 長 水 谷 洋 一 様

網走市議会議長 松 浦 敏 司 様

網走市監査委員 藤 原 誉 康

網走市監査委員 小田部 照

定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 7 年度に実施した定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

令和7年度

定期監査結果報告書

網走市監査委員

# 令和7年度 定期監査結果報告

## 1. 監査の対象

### ◎市長部局

- 企画総務部 企画調整課、情報政策課、職員課
- 市民環境部 戸籍保険課
- 健康福祉部 社会福祉課、健康推進課
- 農林水産部 農林課、水産漁港課
- 観光商工部 観光課、商工労働課
- 建設港湾部 建築課、港湾課
- 水道部 営業経営課、上水道課、下水道課
- 新庁舎開設準備室

### ◎教育委員会

- 学校教育部 学校教育課
- 社会教育部 社会教育課、スポーツ課

### ◎その他部局 選挙管理委員会事務局

## 2. 監査の期間

令和7年4月23日から令和8年1月16日まで

## 3. 監査執行者

- 網走市監査委員 藤原 誉 康
- 網走市監査委員 小田部 照

## 4. 監査の対象年度等

令和6年度を対象年度とした。なお、事務に関連する場合は、令和5年度及び直近事務の一部も対象とした。

## 5. 監査の主眼

一般会計及び特別会計並びに公営企業会計に係る財務に関する事務の執行について、適正かつ合理的、能率的に行われているかという点を主眼として、予算の執行状況のほか、財産及び物品の取得・管理状況、委託業務等に係る契約事務、公金及び現金の取扱い状況（市職員が経理を担当する団体を含む）、諸帳簿等の整備状況等について監査を実施した。

## 6. 監査の方法

監査にあたっては、対象部局から関係資料の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、関係職員より事務事業の執行状況及び内容について説明を受けるほか、必要に応じ現地の確認等を実施するなどの方法により監査を行った。

## 7. 監査の結果

財務に関する事務の執行状況については、概ね適正に処理されていることが認められたが、一部において、次のような改善等を要する指摘事項が見られた。

## 指 導 事 項

### 1. 生活保護費（現物給付）の支出について

生活保護費（現物給付）による住宅の修繕費用の支出について、修繕内容や費用の内訳が不明瞭であるため、金額の妥当性等が確認できず、また、施工後の完了確認も不十分である点が見受けられた。「網走市会計規則」等の関係法令を遵守し、次のとおり適正な支出事務を行うこと。

- ① 建築事業者へ修繕工事を発注した場合、請求書に領収書等の添付を求めること（請求金額の妥当性）
- ② 請求内容に基づいた修繕が行われたことを確認すること（修繕完了の確認）

【社会福祉課】

### 2. 適正な支出事務について

ひと月に同じ商品の用紙を5回に分割し発注している不適切な物品の購入事務が見受けられた。「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、分割発注することなく、適正な事務の執行に努めること。

【商工労働課】

## 検 討 事 項

### 1. 市職員が経理を担当する団体の会計事務について

市職員が経理を担当する団体の会計事務において、次のような不適切な事務処理が見られた。任意団体においても、公金の取り扱いに準じた適正な経理事務の執行に努めること。

- ① 資金前渡の請求者が事務局長（課長）ではなく、支払先事業者名となっていた。
- ② 資金前渡で支出した現金の精算及び残金の口座への戻入遅延があり、現金使用後も職員が現金を保管していた。

【水産漁港課】

### 2. 契約事務の適正な執行について

業務委託契約において、次のような不適切な事務処理が見られた。「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努めること。

- ① 予定価格調書は副市長が作成すべきものを担当部長が作成していた。

【観光課】

### 3. 契約事務の適正な執行について

業務委託契約において、次のような不適切な事務処理が見られた。「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努めること。

- ① 単価契約によるものの、総額が100万円を超える業務委託のため、予定価格調書は副市長が作成すべきものを担当部長が作成していた。

【社会教育課】

### 4. 市職員が経理を担当する団体の会計事務について

市職員が経理を担当する団体の会計事務において、次のような不適切な事務処理が見られた。任意団体においても、公金の取り扱いに準じた適正な経理事務の執行に努めること。

- ① 資金前渡の請求者を事務局長（課長）ではなく、事務局担当職員としている事例が多数見受けられた。
- ② 資金前渡で支出した現金の精算及び残金の口座への戻入遅延があった。現金の一部は使用後7ヶ月以上金庫で保管されていた。
- ③ 職員による立替払いがあり、立替払いの精算に14日以上時間を要していた。

【社会教育課】

## その他意見

上記指摘等事項とは別にその他監査意見として、口頭又は文書による指導等を行った。

- |          |    |
|----------|----|
| 1. 注意事項  | 1件 |
| 2. 意見・要望 | 9件 |

## 8. 監査結果に関する意見

依然として過去の監査で指摘していたものと同様の不適切な事案が多く見受けられた。

その要因として、関係法令や制度の認識不足、誤ったままの前例踏襲による事務処理や単純な事務処理誤り、チェック体制の不備などが考えられる。

行政業務の多様化などにより、職員負担が高まる中、適正な事務を執行するためには、研修などによる関係法令や事務規則に関する職員の知識の習得と理解が不可欠である。

また、事務処理誤りを防ぐためには、日頃より事前に予防する複数の「人の目」によるチェック体制づくりはもちろんであるが、デジタル技術を活用した自動チェックの積極的導入による職員の負担軽減が重要である。

今回の監査結果等をあらためて認識したうえで、同様の指摘事項が発生することがないように管理監督者の確認・指導を徹底され、適正な事務執行に努めるとともに、円滑で効率的な業務の執行が図られることを期待する。

網 監 査 第 15 号

令和 8 年 1 月 27 日

網走市長 水谷洋一様

網走市議会議長 松浦敏司様

網走市教育長 木野村 寧 様

網走市監査委員 藤原 誉 康

網走市監査委員 小田部 照

定期監査（学校）の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 7 年度に実施した定期監査（学校）の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

令和7年度

定期監査結果報告書

(学校監査)

網走市監査委員

## 令和7年度 定期監査（学校）結果報告

### 1. 監査の対象

◎教育委員会

○学校関係 東小学校、網走小学校、中央小学校、第二中学校

### 2. 監査の期間

令和7年10月9日から令和8年1月16日まで

### 3. 監査執行者

網走市監査委員 藤原 誉 康

網走市監査委員 小田部 照

### 4. 監査の対象年度等

令和6年度を対象年度とした。また、事務に関連する場合は、令和5年度以前の実績等も参考とした。

### 5. 監査の主眼

会計や財務、備品等の使用及び管理に関する業務の執行について、適正かつ合理的、能率的に行われているかという点を主眼とし、各会計の状況、財産及び物品の取得、使用及び管理の状況、公金及び現金の取扱い状況、諸帳簿等の整備状況等について監査を実施した。

### 6. 監査の方法

監査にあたっては、学校教育課を通して関係資料の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、関係職員より事務事業の執行状況及び内容について説明を受けるほか、必要に応じ監査当日に現地確認を実施するなどの方法により監査を行った。

### 7. 監査の結果

会計事務及び業務管理に関わる監査項目の執行状況については、概ね適正に処理されていることが認められた。